

大野市告示第79号

大野市中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

大野市長 石山志保

大野市中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格の高騰により、経営の安定に支障が生じている大野市内の事業者（以下「中小企業者等」という。）が行う省エネ対策を促進し、中小企業者等の安定的な経営の実現を図るため、省エネ設備導入支援を行うことについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者等とする。

- (1) 大野市内に本社を置く法人、大野市内に住所を有する個人又は大野商工会議所の会員である者
- (2) 大野市内に事業所を持つ者
- (3) 市税等の滞納がない者
- (4) 同一設備について、国又は他の地方公共団体の補助金等の交付を受けていない者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる設備を市内の事業所に導入する際にかかる設備費（大野市のゼロカーボンシティ実現への挑戦について賛同し、市民の二酸化炭素排出量削減につながる商品等の購入を促進する取組に協力する事業者（結のEco協賛店）で購入したものに限り）、設計費及び工事費とする。ただし、消費税及び地方消費税額、

撤去・処分費及び諸経費、交付決定前に着手した事業に係る経費並びに補助対象者自らが販売又は施工する設備については、補助対象経費に含めない。

(補助率及び補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、上限を1,000,000円、下限を250,000円とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、大野市中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その申請内容が適正かつ妥当であるかを審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で当該補助金の交付を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定による交付の決定(以下「交付決定」という。)をしたときは、大野市中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

4 補助金の申請及び交付は、同一の中小企業者等につき1会計年度において、1回とする。

(内容又は経費配分の変更)

第6条 前条第2項の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定事業者」という。)は、交付決定に係る事業(以下「交付決定事業」という。)の内容又は経費の配分を変更するときは、あらかじめ大野市中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助事業変更承認申請書(様式第3号)により、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 交付決定事業者は、交付決定事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は令和9年3月1日までのいずれか早い日までに大野市中小企業者等省エネ設備導入支援事業実績完了報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付請求)

第8条 交付決定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、大野市中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、補助金の返還を命ずることができる。

(関係図書の保存)

第10条 交付決定事業者は、当該申請内容についての収支を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条及び第10条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第3条関係)

区分	種別
高効率空調	電気式パッケージエアコン(業務用エアコン) 主に業務で使用する場合は、一般家庭用に製造されたエアコンも対象とする
	ガスヒートポンプエアコン
	チリングユニット
	吸収式冷凍機

	ターボ冷凍機
産業ヒートポンプ	空冷ヒートポンプチラー（温水利用）
	循環加温式ヒートポンプ
	温水ヒートポンプ（熱回収・水・空気熱源）
	熱風ヒートポンプ
	蒸気発生ヒートポンプ
	施設園芸用ヒートポンプ
業務用給湯器	業務用ヒートポンプ給湯器
	潜熱回収型給湯器（ガス・石油）
高性能ボイラ	蒸気ボイラ
	温水ボイラ
高効率コージェネレーション	高効率コージェネレーション
低炭素工業炉（※1）	燃料式
	抵抗加熱式
	誘導加熱式
変圧器	油入変圧器
	モールド変圧器
冷凍冷蔵設備	電気冷蔵庫
	電気冷凍庫
	冷凍機内蔵形ショーケース
	コンデンシングユニット
	冷凍冷蔵ユニット
産業用モータ	産業用モータ単体・ポンプ・圧縮機・送風機
LED照明器具	制御機能の有無を問わない

※導入する省エネ設備の性能等を証明する以下のいずれかの資料を添付すること。

- (1) 国の省エネルギー投資促進支援事業（一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）公表）の最新の「設備単位型（Ⅲ）補助対象設備一覧」に記載されている登録型番の設備を導入する場合は、当該登録型番が記載されたホームページを印刷したもの

(2) 業務用エアコン、電気冷蔵庫、電気冷凍庫等でエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づくトップランナー基準（特定のエネルギー消費機器に関する省エネルギー基準）を達成していることがわかる資料

※1 低炭素工業炉については、国の省エネルギー投資促進支援事業費補助金公募要領（一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）公表）に記載の性能基準を基準とした性能を示す資料

令和 年 月 日

大野市長 様

事業者名

代表者氏名

大野市中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金交付申請書

大野市中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金の交付を受けたいので、大野市中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、本申請に係る審査のために限り、本市における市税等の納付状況について、市が公簿で確認することに同意します。

記

- | | | | |
|---|-----------------|--------------------------|---|
| 1 | 補助事業に要する経費 | | 円 |
| 2 | 補助対象経費 | | 円 |
| 3 | 補助金交付申請額 | | 円 |
| 4 | 事業計画書 | 別紙1-1のとおり | |
| 5 | 収支予算書 | 別紙1-2のとおり | |
| 6 | 補助事業の開始及び完了予定期日 | 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで | |

事業計画書

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

○事業の内容

○事業実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

○その他

(1) 補助事業に係る見積書の写し（内訳がわかるもの。値引き記載不可）

(2) 施工前の状況がわかる写真及び配置図等

設備の更新の場合は更新前の設備の型番等のわかる資料

(3) 導入する省エネ設備の性能等を証明する以下のいずれかの資料

ア 国の省エネルギー投資促進支援事業（一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）公表）の最新の「設備単位型（Ⅲ）補助対象設備一覧」に記載されている登録型番の設備を導入する場合は、当該登録型番が記載されたホームページを印刷したもの

イ 業務用エアコン、電気冷蔵庫、電気冷凍庫等でエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づくトップランナー基準（特定のエネルギー消費機器に関する省エネルギー基準）を達成していることがわかる資料

収 支 予 算 書

(単位：円)

(収入)

区 分	予 算 額	備 考
補 助 金		
自 己 資 金		
合 計		

(支出)

製品名・型番 エネルギー種類	設備購入①	設備購入②	設備購入③	合計
設備区分				
設備種別				
メーカー名				
型番及び 設置台数				
設置場所等				
金額 (円)	設備費			
	設計費			
	工事費			
	計			

様式第2号（第5条関係）

大野市指令 第 号

事業者名

代表者氏名

大野市中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった大野市中小企業者等省エネ設備導入支援事業について、大野市中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金交付要綱第5条第3項の規定により、次のとおり交付を決定したので通知する。

令和 年 月 日

大野市長

印

記

- 1 この補助金の対象となる事業は、令和 年 月 日付け申請書のとおりとする。
- 2 補助金の額は 円とする。
- 3 大野市中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金交付要綱第9条等に該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- 4 交付決定事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は令和9年3月1日までのいずれか早い日までに事業実績報告書（様式第4号）及び請求書（様式第5号）に交付決定通知書の写しを添えて提出すること。
- 5 交付した補助金については、その用途及び経理状況について市の監査を受けることがあるため、収支を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、補助金を交付した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

様式第3号(第6条関係)

令和 年 月 日

大野市長 様

事業者名

代表者氏名

大野市中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定のあった大野市中小企業者等省エネ設備導入支援事業について、その内容の一部を変更したいので大野市中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 補助事業の内容

(変更前)

(変更後)

(2) 収支予算書 別紙2のとおり

(3) 補助事業完了予定期日

(変更前) 令和 年 月 日

(変更後) 令和 年 月 日

別紙 2

収 支 予 算 書

(単位：円)

(収入)

区 分	変更後の金額	変更前の金額	備考
補 助 金			
自 己 資 金			
合 計			

(支出)

製品名・型番 エネルギー種類		設備購入①	設備購入②	設備購入③	合計
設備区分					
設備種別					
メーカー名					
型番及び設置台数					
設置場所等					
(円)	変更後金額				
	設備費				
	設計費				
	工事費				
合計					
(円)	変更前金額				
	設備費				
	設計費				
	工事費				
合計					

様式第4号（第7条関係）

令和 年 月 日

大野市長 様

事業者名

代表者氏名

大野市中小企業者等省エネ設備導入支援事業完了実績報告書

みだしの補助事業が完了したので、大野市中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金交付要綱第7条の規定により報告します。

記

1 補助対象経費 円

2 補助金交付決定額 円

3 添付資料

- (1) 事業実績書 別紙3-1のとおり
- (2) 収支決算書 別紙3-2のとおり
- (3) その他（経費の支払を証する書類等）

事業実績書

1 事業の目的

2 補助事業の内容

○事業の内容

○事業実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

○その他

(1)施工後の状況がわかる写真及び配置図等

収 支 決 算 書

(単位：円)

(収入)

区 分	決 算 額	備 考
補 助 金		
自 己 資 金		
合 計		

(支出)

製品名・型番 エネルギー種類	設備購入①	設備購入②	設備購入③	合計
設備区分				
設備種別				
メーカー名				
型番及び設置台数				
設置場所等				
金額 (円)	設備費			
	設計費			
	工事費			
	合計			

様式第5号（第8条関係）

令和 年 月 日

大野市長 様

申請者 住所
氏名

大野市中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定を受けた補助金について下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金交付請求額 円

金融機関の名称		
本・支店名		
口座の種類 及び番号	普 通 当	
口座名義人	フリガナ	

添付書類 補助金交付指令書の写し
振込口座の通帳の写し